



# 山形県公報

平成27年12月4日(金)  
第2703号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1453
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……1454
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1455
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1456
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1457

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1000号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 山 容 病 院             | 酒田市浜松町1番7号          | 平成27. 9. 22 |
| つ の だ 内 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市青田南24番45号        | 同 11. 1     |
| え ぼ し 薬 局 青 田 店     | 山形市青田南24番46号        | 同           |

## 山形県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
公益財団法人やまがた健康推進機構山形検診センター  
山形市蔵王成沢字向久保田2220
- 届出の内容

| 指定医療機関の名称                |                          | 変更年月日      |
|--------------------------|--------------------------|------------|
| 変更前                      | 変更後                      |            |
| 財団法人山形県結核成人病予防協会山形検診センター | 公益財団法人やまがた健康推進機構山形検診センター | 平成24. 4. 1 |

## 山形県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-----------|---------------|-------------|
| 山 容 病 院   | 酒田市高砂二丁目1番64号 | 平成27. 9. 21 |

## 山形県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 鈴 木 淳 夫 | 長井市泉475番地 |

## 山形県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 112号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字志津字志津尻103番1から<br>同 |   | 旧    | 20.6メートル<br>）<br>14.2 | 75<br>メートル |
| 同                           | 上 | 新    | 27.0メートル<br>）<br>14.2 | 同上         |

## 山形県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字大井沢字大元4333番から<br>同 |   | 旧    | 26.8メートル<br>）<br>11.6 | 56<br>メートル |
| 同                           | 上 | 新    | 12.6メートル<br>）<br>7.0  | 同上         |

## 山形県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字太郎字下夕平1362番1から<br>同 |   | 旧    | 26.8メートル<br>）<br>17.0 | 40<br>メートル |
| 同                            | 上 | 新    | 35.0メートル<br>）<br>17.0 | 同上         |

## 山形県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字志津字志津尻103番1から  
同 62番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月4日

山形県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字大元4333番から  
同 口黒4338番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月4日

山形県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年12月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白滝宮宿線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字太郎字下夕平1362番1から  
同 1947番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月4日

山形県告示第1010号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |       |                |   |   |
|---|-------|----------------|---|---|
| 〃 | 鈴川支店  | 〃 鈴川町三丁目15番72号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東青田支店 | 〃 東青田三丁目8番1号   | 〃 | 〃 |

を

|   |      |                |   |   |
|---|------|----------------|---|---|
| 〃 | 鈴川支店 | 〃 鈴川町三丁目15番72号 | 〃 | 〃 |
|---|------|----------------|---|---|

に、

|   |                |   |   |   |
|---|----------------|---|---|---|
| 〃 | 産業通支店<br>南原出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|----------------|---|---|---|

を

|   |                |   |   |   |   |
|---|----------------|---|---|---|---|
| 〃 | 産業通支店<br>南原出張所 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東青田支店          | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成27年12月7日から施行する。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
5軸加工機 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月16日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社タルイシ 山形市江俣二丁目12番15号
- 5 落札金額 56,160,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年10月6日

**正 誤**

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤      | 正      |
|------------|------------|------|-------|--------|--------|
| 平成27.11.17 | 第2698号     | 1406 | 下から20 | 下表のとおり | 下表のとおり |

誤

|                |               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|----------------|---------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同<br>3号        | 同             | 同 | 69.9 | 2 | 同 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 |  |
| 同<br>5号        | 同             | 同 | 75.4 | 1 | 同 | 25,600 | 29,600 | 33,800 | 38,200 | 43,600 | 50,300 |  |
| 同 相生アパ<br>ート2号 | 同 相生町<br>7-65 | 同 | 72.9 | 1 | 同 | 23,300 | 26,900 | 30,800 | 34,800 | 39,700 | 45,800 |  |
| 同<br>3号        | 同             | 同 | 72.9 | 1 | 同 | 23,600 | 27,300 | 31,200 | 35,200 | 40,200 | 46,400 |  |

正  
削除

平成27年12月4日印刷  
平成27年12月4日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056